

振替納付日等のお知らせ

問合せ先

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>
十勝池田税務署 ☎572・2171

振替納付日等について

令和4年分の次の税目に係る振替納税の納期限は次のとおりです。

税目	納付期限
所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和5年4月24日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和5年4月27日(木)

※確実に振替納付できるように、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのに、申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。

請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。各年の法定申告期限(原則、所得税及び復興特別所得税は各年の翌年3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は各年の翌年3月31日)から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

駐在だよりはるにれ

みんなでつくる 安心なまち

問合せ先

池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

自転車の盗難被害防止

自転車には防犯登録とツーロックを

例年、雪解けを迎えると、自転車を利用する機会が増えるとともに、自転車の盗難被害が増加します。

大切な自転車を盗難被害から守るために、備付け錠のほか、丈夫なU字型錠などでツーロックをしましょう。

万が一、被害に遭ったときのために、自転車の防犯登録をしましょう。

山菜採りによる遭難の防止

例年、4月に入ると、行者ニンニク等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷っ

たり、沢に転落する事故が発生しています。慣れた山でも、油断による「危険な落とし穴」があることを忘れずに、次の点に注意しましょう。

山菜採りを行う際の注意点

- ・ 行き先と帰宅時間を家族に伝えましょう。
- ・ 無理に山奥に入らないようにしましょう。
- ・ 単独での入山は避けましょう。
- ・ 目立つ色の服装で入山しましょう。
- ・ 非常時の連絡手段として携帯電話を持ち、万が一に備えて非常食、飲料水、防寒着、ホイッスルを携行しましょう。

G7広島サミットの成功に向けて

G7広島サミットが5月19日から21日まで開催されます。北海道では、4月15日から16日までの2日間、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が開催されます。

G7サミットは世界の主要国が一堂に会する国際的なイベントであるため、警察ではテロ等違法行為の未然防止を図ることを目的に、会場周辺や公共交通機関等における警戒警備を強化します。不審な人や車、物等を発見した際には、警察への通報をお願いします。

またサミットの円滑な進行と安全安心な道民生活を確保するため、会場周辺道路の交通規制が行われますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合せ・池田警察署 ☎572・0110

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長から更正を受けるまではいつでも提出できますが、なるべく早く申告してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限(令和4年分の所得税及び復興特別所得税は令和5年3月15日(水)、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和5年3月31日(金))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。なお、修正申告をする場合や税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があります。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

以上の手続きにあたって

確定申告書、修正申告書および更正の請求書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成できます。また各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

手続きなどについて、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。

1万㎡以上の土地を取引したときは 国土利用計画法の届出を!

問合せ先

役場企画課
町づくり推進係
☎574・2216

一定面積以上の土地取引の契約をしたときは、土地権利取得者(買主等)は国土利用計画法に基づいて、契約締結日から2週間以内に土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村を経由して北海道知事に届け出する必要があります。

届出書類

- ・ 土地売買等届出書
- ・ 土地売買等契約書の写し
- ・ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- ・ 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・ 土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・ 委任状(※代理人が届出する場合)

届出部数

- ・ 各3部(添付書類含む)

留意事項

- ・ 豊頃町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の一団の土地をいいます。
- ・ 対象となる土地の権利は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利であり、これらの移転または設定について、対価をもって契約する場合があります。
- ・ 当事者の一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分等の競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。
- ・ 届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期間が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

提出先

役場企画課町づくり推進係